

## 【国民年金保険料の納付が困難な方へ】

### 国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度について

国民年金には保険料を納めることが困難な方に対して、申請し承認されれば保険料の免除・猶予を受けられる制度があります。

#### ①法定免除

障害基礎年金を受けていたり、生活保護を受けている場合、届出により保険料が免除されます。

#### ②全額免除、半額免除

全額・半額免除の承認・却下は、被保険者本人・配偶者・世帯主の前年度所得や、生活状況（失業・事業の廃止・震災等）により判断されます。

##### ○全額免除とは

承認されれば、従前どおり未納の期間とはならず、年金支給額についても免除承認期間については通常の支給額の1/3で計算され、10年間はさかのぼって納付が可能となります。

##### ○半額免除とは

承認されれば、半額分の納付書が社会保険事務所から送付されます。半額分の保険料を納付した期間の年金支給額については、通常の支給額の2/3で計算され、10年間はさかのぼって納付が可能となります。なお、半額分の保険料の納付がない場合は、未納の期間となりますのでご注意ください。

#### ③若年者納付猶予制度

就職が困難あるいは失業等により収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方に限り、申請者本人と配偶者の前年度所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。（これまでは世帯主の所得も審査対象でした。）猶予された保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。また、未納とは違い、障害（遺族）基礎年金の保険料の納付要件に備えることができます。

申請をされる前に以下のことをご確認ください。

- 1 所得申告が済んでいない場合、受付・審査ができませんので至急申告してください。
- 2 平成17年1月2日以降に転入された方は、当町において所得状況が確認できませんので、所得額と各種控除額が記載されている書類（所得証明書等）を添付してください。
- 3 失業等により免除申請をする場合は、その事実を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者離職票等）を添付してください。

※免除申請・若年者納付猶予の承認・却下は社会保険事務所の審査により決定され、その結果が通知されます。

※承認期間は7月から翌年の6月までとなりますので、1年間の申請免除・猶予を希望される方は、7月から8月末までに、役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

【問合せ先】 愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22-5440  
町民課保険年金係 ☎45-1111（内線214）

## 平成17年度 自衛官募集

| 募集事項     | 資格             | 受付期間       | 試験期日（第1次試験）      |
|----------|----------------|------------|------------------|
| 2等陸・海・空士 | 男子             | 年間通じ受付     | 受付時に通知           |
|          | 女子             | 8月1日～9月8日  | 9月25日(日)・26日(月)  |
| 曹候補士     | 同上             | 同上         | 9月17日(土) 併願受験可   |
| 一般曹候補学生  | 18歳以上24歳未満の者   | 同上         |                  |
| 航空学生     | 高卒(見込含)21歳未満の者 | 同上         | 9月23日(金) 秋分の日    |
| 看護学生     | 高卒(見込含)24歳未満の者 | 9月9日～9月30日 | 10月16日(日)        |
| 防衛大学校学生  | 一般             | 同上         | 11月12日(土)・13日(日) |
|          | 推薦             | 9月5日～9月7日  | 9月24日(土)・25日(日)  |
| 防衛医科大学校生 | 同上             | 9月9日～9月30日 | 11月5日(土)・6日(日)   |

問い合わせ先 自衛隊愛媛地方連絡部宇和島募集事務所  
〒798-0030 宇和島市曙町宇和島市役所8階 ☎0895-22-3365